



光市

毎月10日・25日発行

2016/6/10号 Vol.278

広報ひかり お知らせ版



緊急地震速報

6月23日(木)に訓練放送を行います

☎防災危機管理課 ☎0833-72-1400 <http://www.city.hikari.lg.jp/>

一斉放送の内容

(上り4音チャイム)

「こちらは、防災光市です。
只今から訓練放送を行います。」

(緊急地震速報チャイム音)

「緊急地震速報。大地震です。大地震です。
これは訓練放送です。」(3回繰り返す)

「こちらは、防災光市です。
これで訓練放送を終わります。」

(下り4音チャイム)



6月23日(木)に緊急地震速報を配信する全国的な訓練が行われます。これを受けて、10時15分頃、市内の防災行政無線から一斉放送を行います。緊急地震速報を見聞きしてからの短い時間で対応するためには、日頃からの訓練が大切です。訓練放送に合わせ、下記の具体例を参考に、身を守る行動をとってみましょう。ご理解とご協力をお願いします。

□行動の具体例

◆家庭では

- 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難する
- あわてて外に飛び出さない
- 無理に火を消そうとしない

◆街中では

- ブロック塀の倒壊などに注意する
- 看板や割れたガラスの落下に注意する



□防災行政無線の放送などが聞き取りにくい場合

防災広報ダイヤルや光市メール配信サービス、市(上記参照)をご利用ください。防災行政無線や広報車からの情報と同じ内容を確認することができます。

◆防災広報ダイヤル

☎0833-72-1410

Contents 「目次」

■大雨に注意しましょう	2
■市民活動補償制度のお知らせ	3
■65歳以上の介護保険料について	4
■国保税の税率改定など/市民税・県民税の税制改正について	6
■サンセットビーチラン出場者募集/おっぱい応援団(協賛企業など)募集	7
■情報ひろば	8
■年金&消費生活アドバイス	15
■未来をひらく光市の歴史文化(広報紙版)	16

メール配信サービス登録方法

下記のアドレスに空メールを送ると、登録手続きができます。

登録用アドレス

✉ hikari@xpressmail.jp

携帯電話の場合は右記QRコードからアドレスを読み取れます。



□光市メール配信サービス

防災行政無線の緊急通報の内容のほか、警報や注意報などの気象情報や避難情報などをメールで受け取ることができます。



大雨に注意しましょう

梅雨の時期は、雨足の強くない雨でも断続的に降り続け、被害をもたらす場合があります。

また近年、梅雨前線の活動が活発化することにより、記録的な大雨が降り、災害が発生するおそれも高まっています。気象情報には十分注意し、危険を感じたら早めの避難を心がけましょう。

□避難所の開設

●自主避難

市では、災害に備えて避難所（左表参照）を開設します。

自主避難所の開設については、防災行政無線や広報車、光市メール配信サービスなどでお知らせします。災害の危険や不安を感じた人は自主避難所に避難してください。 ※開設準備などがありますので、自主避難の前に防災危機管理課までご連絡ください。

●避難勧告・避難指示

災害の危険性がある場合には、避難勧告または避難指示を発令します。

該当地区の人には、防災行政無線や広報車、光市メール配信サービスなどでお知らせしますので、開設中の避難所に避難してください。

避難の際には、ご近所への声かけとともに、高齢者や障害者、病人、妊産婦など支援が必要な人への手助けもお願いします。

□自主避難所一覧

地区	自主避難所	電話番号
周防	周防コミュニティセンター	0833-77-2022
三井	三島コミュニティセンター	0833-77-0411
上島田	農村婦人の家	0833-77-4301
島田	地域づくり支援センター	0833-72-8880
浅江	浅江コミュニティセンター	0833-72-1431
光井	あいぱーく光	0833-74-3000
	光井コミュニティセンター	0833-72-1446
室積	室積コミュニティセンター	0833-78-0013
牛島	牛島コミュニティセンター	0833-79-3198
大和全域	大和コミュニティセンター	0820-48-2411

※出張所に併設されているコミュニティセンターについては、出張所の電話番号を記載。

避難に備えて



□ハザードマップを

ご活用ください

市では、「土砂災害ハザードマップ」や「島田川洪水ハザードマップ」を配布しています。いざというときに、迅速で確かな避難行動がとれるようご活用ください。

☎監理課

☎0833-72-1400

□県土木防災情報システム

左記☎で、県内の雨量や河川水位などの防災情報を確認できます。迅速な避難に役立ててください。

☎県河川課

☎083-933-376

■県土木防災情報システム

【パソコン版】

☎ <http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/>

【スマートフォン版】

☎ <http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/sp/>



災害時要援護者名簿を ご存じですか

市では、災害発生時に自力では迅速に避難できない人（災害時要援護者）の情報を登録した名簿を作成しています。

情報の提供に同意された人の名簿は、地域の避難支援等関係者（自主防災組織など）に提供します。

また、緊急時には、避難活動を支援するため、同意の有無に関わらず名簿情報を提供します。

申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

□対象（在宅の人が対象）

1 高齢者：65歳以上一人暮らし、または75歳以上のみの世帯の人

2 障害者：身体障害1・2級、療育手帳A、精神障害1級のいずれかの人

3 その他：1、2以外で支援が特に必要と認められる人

☎ 高齢者支援課 高齢福祉係（あいぱーく光）

☎0833-74-3003

市民活動補償制度



市民活動中のけがや事故を補償します

市では、市民の皆さんが安心して市民活動に参加し、市民活動がさらに活発になるよう「市民活動補償制度」を設けています。

□対象となる活動

市内に活動の拠点を置く市民活動団体（おおむね5人以上）が自主的に行う活動で、公共性のある活動
 ※営利目的や政治、宗教、選挙、職場や学校の行事などの活動は対象となりません。
 詳しくは、市☎（上記参照）をご覧ください。お問い合わせください。

【対象となる活動例】

- 自治会活動
- 環境美化・保全活動
- 防犯パトロール
- 防災活動
- 高齢者などへのボランティア活動
- 食生活改善活動、献血推進活動などの保健衛生活動
- スポーツ大会、伝統文化の継承・振興などの社会教育活動
- 子ども会などの青少年健全育成活動

★注意事項

対象となる活動中の事故であっても、故意による場合、交通事故、けんか、むち打ちなど他覚症状の無いもの、災害などの緊急時での活動、日射病や熱中症、懇親のみを目的とする場合などは補償の対象なりません。
 また、危険度の高い活動は対象なりません。



□制度の利用方法

事前の登録は不要ですが、団体の活動計画や参加者名簿など「その事故が、市民活動補償制度の対象となる活動中の事故であったことが客観的に確認できる資料」の提出が必要となります。

★事故が発生したときは…

活動の責任者を通じて、地域づくり推進課までご連絡ください。

事故から20日以内に事故発生報告書などの提出が必要となります。

□補償の内容

1 賠償事故の補償（表1）

市民活動の主催者や市民活動に従事する人が、その活動に伴って第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合の補償です。

2 傷害事故の補償（表2）

市民活動に従事する人が、活動中の偶然的事故によって、けがや死亡した場合の補償です。

表1 賠償事故の補償

区分	賠償の内容	補償限度額
対人賠償	他人の身体への傷害	1人 6,000万円 1事故 3億円
対物賠償	他人の財物への損害	1事故 500万円
受託物賠償	第三者からの受託物への損害	1事故 300万円

表2 傷害事故の補償

区分	傷害の内容	補償額
死亡補償	傷害事故を直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に死亡したとき	1人 500万円
後遺障害補償	傷害事故を直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に後遺障害を生じたとき	障害の程度に応じて 1人 15万円～500万円
入院・通院補償	傷害事故を直接の原因として、入院または通院して医師による治療を受けたとき ※入院は事故の日から起算して180日以内、通院日数はその間の90日が限度	入院 3,000円/日 通院 2,000円/日



65 歳以上の人介護保険料について

介護保険制度は、介護を必要とする人々を社会全体で支えあう大切な制度です。将来の「安心」のため、保険料の納付にご協力をお願いします。

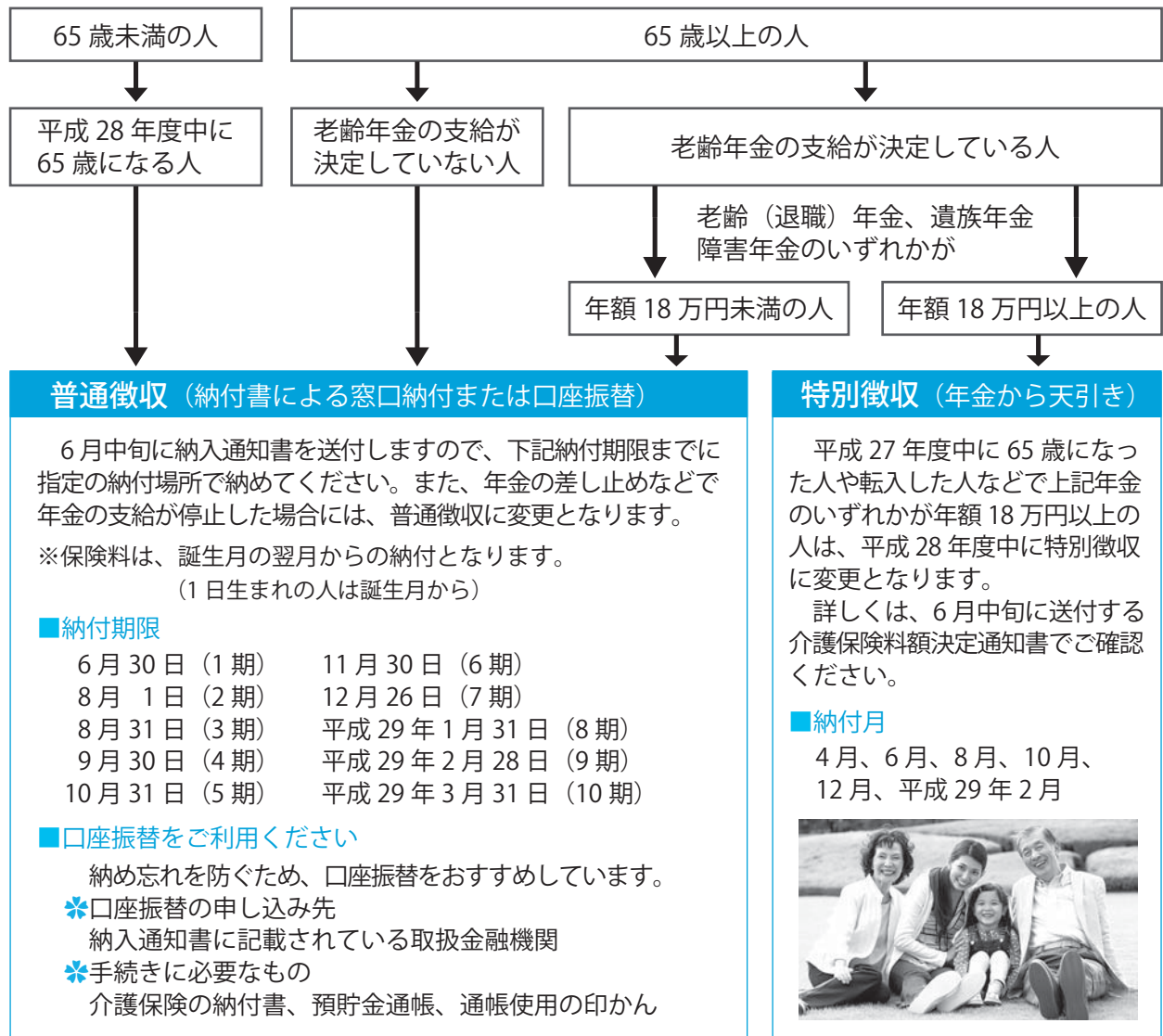
■保険料の納め方(表1参照)
特別徴収と普通徴収の2種類に分かれています。

■保険料の算定(表2参照)
低所得者の負担軽減のため、負担能力に応じて11段階に分かれています。

40～65歳未満の人(第2号被保険者)の保険料は、加入する医療保険の計算方式により決められ、医療保険料(税)と合わせて医療保険者に支払います。
詳しくは、加入している医療保険者にお問い合わせください。



■表1 平成28年度の介護保険料の納め方



■表2 保険料の所得段階区分および年額保険料

区分	保険料	対象
第1段階	26,620円(月額2,219円) 基準額×0.45	生活保護を受けている人、世帯全員が住民税非課税の人のうち老齢福祉年金を受けている人、または本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人
第2段階	41,410円(月額3,451円) 基準額×0.7	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人
第3段階	44,370円(月額3,698円) 基準額×0.75	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超えている人
第4段階	51,760円(月額4,314円) 基準額×0.875	本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者がいる人のうち、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人
第5段階	59,160円(月額4,930円) 基準額×1.0	本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者がいる人のうち、第4段階対象者以外の人
第6段階	66,550円(月額5,546円) 基準額×1.125	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円未満の人
第7段階	73,950円(月額6,163円) 基準額×1.25	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人
第8段階	88,740円(月額7,395円) 基準額×1.5	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人
第9段階	91,690円(月額7,642円) 基準額×1.55	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人
第10段階	107,960円(月額8,997円) 基準額×1.825	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の人
第11段階	124,230円(月額10,353円) 基準額×2.1	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が700万円以上の人

【減免制度】

□対象 上表の第2段階および第3段階で特に生計が困難な低所得の人のうち、次の要件に該当する人

□要件

- 1 市民税非課税世帯であること
 - 2 世帯の収入合計が1人世帯で90万円以下であること（2人以上の世帯の場合は2人目から1人につき70万円を加算）
 - 3 世帯の預貯金などの合計が160万円以下であること
 - 4 世帯員が居住用以外の土地または建物を所有していないこと（処分が不可能な資産を除く）
 - 5 市民税課税の人に実態として扶養されていないこと
- ※住民票上で別世帯であっても、実態として同居の場合は同一世帯と見なします。

□減免の金額 上表第1段階の金額（年額2万6620円）まで保険料を減免

□手続きに必要なもの 申請書、関係書類（申告書、調査のための同意書、医療保険被保険者証の写し、年金振込通知書の写しなど）

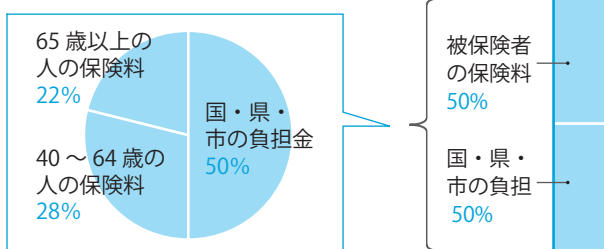
介護保険に

必要な費用は？

介護保険を利用し、介護サービスを受けたときの費用は、利用者本人が1割または2割を負担し、残りのうち50%を被保険者の保険料で、残りの50%を国、県、市で負担します。

被保険者の保険料では、65歳以上の第1号被保険者が22%、40歳から64歳までの第2号被保険者が28%を負担します。

■介護サービスにかかる費用の財源





国民健康保険税の税率などを改定しました

☎市民課国民健康保険係 ☎0833-72-1400

区分	平等割額	均等割額	所得割額
改定前	23,800 円	25,200 円	7.5%
改定後	20,800 円 (-3,000 円)	23,200 円 (-2,000 円)	7.5% (変更なし)

- ・平等割額…国民健康保険加入世帯一世帯につき上記の金額を賦課します。
- ・均等割額…国民健康保険加入者一人につき上記の金額を賦課します。
- ・所得割額…所得に応じて賦課します。課税する年度の前年の総所得から基礎控除額 33 万円を除いた残りの所得額に、所得割の率を掛けて算出します。

国民健康保険は、病気やケガをしたときに安心して治療が受けられるように、加入者が国民健康保険税を負担し、お互いに助け合う医療保険制度です。市では、今年度分からの国民健康保険の税率を改定しました。また、地方税法施行令の一部改正に伴う改正を行いました。

1 改定・改正の内容

■税率の改定
基礎課税額のうち、「平等割額」「均等割額」に係る税率を改定しました。

区分	軽減判定基準 (※)
5 割	改正前 330,000 円 + (260,000 円 × 被保険者数と世帯に属する旧国保被保険者数)
	改正後 330,000 円 + (265,000 円 × 被保険者数と世帯に属する旧国保被保険者数)
2 割	改正前 330,000 円 + (470,000 円 × 被保険者数と世帯に属する旧国保被保険者数)
	改正後 330,000 円 + (480,000 円 × 被保険者数と世帯に属する旧国保被保険者数)

※世帯主と被保険者および旧国保被保険者の総所得金額が基準以下の場合に軽減されます。

3 軽減判定基準の拡大
軽減制度のうち、5 割軽減および 2 割軽減対象者の判定基準を拡大しました。

区分	基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額
改正前	520,000 円	170,000 円	160,000 円
改正後	540,000 円 (+20,000 円)	190,000 円 (+20,000 円)	160,000 円 (変更なし)

2 課税限度額の引き上げ
基礎課税額などの限度額を引き上げました。



市民税・県民税の改正点をお知らせします

☎税務課市民税係 ☎0833-72-1400

【特例控除算定方法】

(地方公共団体に対する寄附金額 - 2,000 円) × (90% - 寄附者の所得税の限界税率 × 1.021)

※市・県民税所得割の 2 割が限度になります

□寄附者の所得税の限界税率

課税される所得金額	所得税の限界税率
195 万円以下	5%
195 万円を超え 330 万円以下	10%
330 万円を超え 695 万円以下	20%
695 万円を超え 900 万円以下	23%
900 万円を超え 1,800 万円以下	33%
1,800 万円を超え 4,000 万円以下	40%
4,000 万円を超える	45%

1 ふるさと納税に係る寄附金の特例控除の計算方法
□市民税・県民税の基本控除に加算される特例控除額の上限
【改正前】 所得割額の 1 割
【改正後】 所得割額の 2 割に引き上げ
□特例控除額算出に係る限界税率の改正
【改正後】 所得金額 400 万円超の区分を新設し、所得税の限界税率を 45% とする。
※計算方法は左表参照

2 市民税・県民税の公的年金からの天引き(特別徴収)制度の見直し
【改正前】 公的年金からの特別徴収対象者が、賦課期日後に他市町村へ転出した場合や税額の変更があった場合、特別徴収を停止し普通徴収に切り替え。
【改正後】 他市町村への転出や税額の変更があった年度中の特別徴収についても一定の要件により、特別徴収を継続。
■適用日
10 月 1 日(土)



「2016サンセットビーチランHikari」の 出場者を募集します



市の象徴の一つである白砂青松の美しい虹ヶ浜海岸で、夏の夕日に照らされた砂浜を駆け抜けましょう。

□日時

7月23日(土) 開会式17時
、17時30分スタート

□会場

虹ヶ浜海岸特設コース

※受付は勤労者体育センター

□対象

15歳以上の健康な人

※中学生の参加は不可

□部門・距離・定員

下表参照

□参加費

1000円

□申込開始

6月13日(月) 10時～

※定員になり次第締め切り。

□受付時間

月～金曜日 8時30分～
17時15分(祝日を除く)

□申込方法

本庁受付、総合体育館、スポーツ館、大和スポーツセンター、勤労者体育センター、サン・アビリティーズ光に備え付けの申込書に記入の上、参加費を添えてお申し込みください。また、申込書は市庁(左記参照)からもダウンロードできます。
※郵送での申し込みは不可。

□部門・距離・定員

部門	距離	定員
1 男子(49歳以下)の部	2 km	各部門 先着 50人
2 男子(49歳以下)の部	4 km	
3 男子(50歳以上)の部	2 km	
4 女子の部	2 km	

申し込み・問合せ

体育課

(スポーツ館内)

☎ 0833-74-3605

🌐 <http://www.city.hikari.lg.jp/>

hikari.lg.jp/



8月7日(日)あいぱーく光で開催

一緒に「おっぱいまつり」を盛り上げませんか

☎ 0833-74-3005

☎ 0833-74-3005

■募集の概要

1 「おっぱいまつり」

(協賛企業)

□内容

まつりの協賛企業コーナーへの出展

※企業の会員勧誘や物品販売などの行為は禁止します。

※出展数に限りがありますので、出展がそろい次第締め切ります。

※内容によっては、出展をお断りする場合があります。

■「子ども放送局」の

支援ボランティア

□内容

まつりでイベントの司会をする小中高生ボランティアへの発声・表現方法、原稿制作などの指導

※事前練習(4回程度)と、まつり当日の指導を予定しています。

□募集人数

3人程度

◎応募期限

いずれも6月30日(木)

小中高生ボランティアを募集します

ボランティアを通して一緒にまつりを盛り上げながら夏休みの思い出をつくりませんか。

★内容

【イベントの手伝い】

▪対象

市内に通学または市内在住の小学5年生から高校生

【子ども放送局(イベントのアナウンス)】

▪対象

市内に通学または市内在住の小学6年生から高校生

※初回練習は7月9日(土) 13時～15時

★申込方法

6月27日(月)までに電話でお申し込みください。
※市内の小中高生は学校を通じてお申し込みください。



情報ひろば

市光市役所代表番号 ☎ 0833-72-1400

☎ http://www.city.hikari.lg.jp/

お知らせ



本人通知制度を ご利用ください

住民票の写しなどを第三者または本人の代理人による請求に基づいて交付したときに、その事実を本人にお知らせすることができます。

この制度を利用することにより、不正な取得である疑いがあれば、早期に事実関係を究明することができます。制度の利用には事前の登録

が必要です。

また、今年度から大和支所でも登録の申請ができるようになりました。

●対象 市内に住民登録がある（過去あった）人、市内に本籍がある（過去あった）人

●通知対象の証明書 住民票の写し（除票を含む）、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し（除附票を含む）、戸籍謄本・抄本（除籍・改製原を含む）、戸籍記載事項証明書

●通知内容 証明書の交付年月日、証明書の種別・通数、請求者の種別（第三者、本人の代理人）

●登録申請受付 市民課戸籍住民係、大和支所住民福祉課

☎市民課戸籍住民係

まちづくり市民アンケートにご協力ください

市では現在、新たなまちづくりの指針となる「第2次光市総合計画」の策定を進めて

います。

まちづくり市民アンケートは、総合計画の進捗状況や、まちづくりを進めていく上で

の市民意識の変化などを把握するとともに、市の取り組みを評価、検証し、新たな総合計画に反映するために実施するものです。

調査票が届いた人は、6月22日(水)までにご返送いただきますよう、お願いします。

※調査票は、18歳以上の市民の皆さんの中から無作為に選んだ2000人にお送りしています。集計結果は公表しますが、個人に関わる情報は公表しません。

☎企画調整課企画係



重度心身障害者医療費 助成制度の申請（更新）

次の対象者の医療費（健康保険適用分のみ）の自己負担分を助成します。

●対象 身体障害者手帳1級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、障害年金1級、特別児童扶養手当1級に該当する人（所得制限あり）

●持参物 健康保険証、印かん、該当する手帳・証書など

※平成28年1月1日現在、市外に住所があった人は、平成28年度所得・課税証明書が必要です。

●手続き場所 旧光地域の人は：福祉総務課障害福祉係（あいぱーく光）、旧大和地域の人は：大和支所住民福祉課

※後期高齢者医療制度の加入者は手続き不要です。

●受付期間 6月13日(月)から30日(木)まで

☎福祉総務課障害福祉係（あいぱーく光）

☎0833・74・3001

☎0820・48・5320

☎0820・48・5320

☎0820・48・5320

休日に税金の納付や 納付相談ができます

●日時 6月25日(土)、26日(日) 9時～16時

●場所 収納対策課

●内容 税金（市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）の納付、税金の納付相談

☎収納対策課

6月の納期

次の税、保険料の納期限は6月30日(木)です。

○市県民税 1期

○国民健康保険税 1期

☎収納対策課

○介護保険料 1期

☎高齢者支援課介護保険係

（あいぱーく光）

☎0833・74・3003

※市税等の納付は口座振替が便利です。

保険証に点字シールが必要な場合はご連絡を

後期高齢者医療被保険者証（保険証）をお持ちの人で、点字シールの貼付を新たに希望する人は、6月23日(木)までご連絡ください。

希望者には7月下旬の保険証更新の際に、封筒に「保険証在中」、保険証に「保険証」と点字を打刻した点字シールを貼付してお送りします。

【申】市民課年金・高齢者医療係市

寝具乾燥消毒サービス

●対象 市内に住所のあるおむね65歳以上の在宅寝たきり高齢者、または重度障害者のいる世帯で、老衰、障害、疾病などで寝具の衛生管理ができる人がいない家庭

●内容 寝具の洗濯、消毒および乾燥を無料で実施

●寝具の範囲 敷布団、掛布団および毛布各2枚、枕1個まで

●申込方法 6月24日(金)までにお住まいの地区担当民生委

員にお申し込みください。
【関】社会福祉協議会（あいぱーく光）
☎0833・74・3020

市職員採用説明会を開催します

市役所への就職希望者と市長や若手職員が対話をする職員採用説明会を開催します。

当日は、採用試験の説明をはじめ、市長からのメッセージや、若手職員が就職希望者の疑問などに直接お答えします。また、施設見学をしながら、若手職員が業務の取り組みをご紹介します。
詳しくは、市【関】（右上参照）をご覧ください。

●日時 6月18日(土)

○第Ⅰ部：説明会 13時～14時40分

○第Ⅱ部：施設見学など（希望者のみ） 14時45分～16時30分

●場所 市役所3階会議室

【関】総務課人事研修係市

児童手当の振り込み

2月分から5月分の児童手当を6月13日(月)に指定の口座に振り込みます。

※出生や転出など世帯状況に変更があった場合は、15日以内に手続きが必要です。

【現況届の提出をお忘れなく】

6月分以降の児童手当を引き続き受給するためには、現況届の提出が必要です。該当者には5月末頃に提出書類をお送りしています。

●提出期限 6月30日(木)

【申】子ども家庭課保育・子育て支援係（あいぱーく光）
☎0833・74・3005

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

外国人を雇用している事業主は次の点に注意し、外国人が能力を発揮できる環境づくりに努めましょう。

○国籍で差別しない、公平な採用選考を行っているか

○労働法令を守り、労働・社会保険に加入しているか

○日本語教育や生活上、職務上の相談に配慮しているか

○安易な解雇はしていないか

○外国人の雇入れ、離職時にハローワークへの雇用状況の届け出を行っているか

【関】ハローワーク下松

☎0833・41・0870



昼間、金融機関などに行くことができない人は、夜間でも水道料金の納付ができますのでご利用ください。

なお、納期限までにお支払いいただけないときは、給水を停止します。

●開設日 6月28日(火)

●時間 21時まで

●場所 水道局業務課

☎0833・71・0700

クリーン光大作戦

皆さんの美しい力を結集しましょう

7月3日(日)

クリーン光大作戦は皆様のご理解とご協力により、今年で43回目を迎えます。「美しくすばらしい自然のまち光市」を守り、次世代へ伝えるため、積極的な参加をお願いします。

※雨天時は7月17日(日)に延期します。

【関】青少年センター ☎0833-72-2245

【関】各コミュニティセンター



お知らせ



労働保険の年度更新 手続きをお忘れなく

労働保険（労災保険と雇用保険）に加入しているすべての事業主は、平成27年度分の確定保険料と平成28年度分の概算保険料の申告・納付手続きが必要です。

●手続き場所 下松労働基準監督署

※電子申請を行う場合は、電子政府の総合窓口 <http://www.e-gov.go.jp/> をご覧ください。

●手続き期限 7月11日(月)

【申告書交付相談会】

●日時 6月27日(月) 10時～15時

●場所 地域づくり支援センター

●内容 申告書の記入に関する相談・受理、保険料納付など

山口労働局

☎0833・995・0366

募集



2016無事故・無違反 反コンテスト150

交通安全意識と交通マナーの向上による交通事故防止を目的として開催します。

●募集コース/人数

①オフィス・コース（事業所など）/5人、②ファミリー・コース（家族、友人など）/3人、③シルバー・コース（全員が65歳以上）/2人

※無事故・無違反達成チームの中から抽選で県特産品や商品券などを贈呈します。

●期間 7月4日(月)～11月30日(水)（150日間）

●参加費 630円/人

●申込方法 7月1日(金)までに光警察署および市役所生活安全課に備え付けの申込書をご提出ください。

●申込生活安全課交通防犯対策係

山口光警察署交通課

☎0833・72・0110

虹ヶ浜海水浴場

アルバイト

●対象 18歳以上で体力に自信があり、期間中連続して勤務できる人（高校生を除く）

●業務内容 遊泳者の監視や海岸の清掃など

●期間 7月16日(土)～8月21日(日)（週5日程度）

●時給 900円（別途交通費支給）

●募集人数 5人程度

●申込方法 6月30日(木)までに、写真を添付した履歴書をご提出ください。

※室積海水浴場のアルバイト（監視員）は募集しません。

山口商工観光課観光係



自衛官募集

●募集種目 自衛官候補生

●応募資格 18歳以上27歳未満の日本国籍を保有する男子

●試験日 6月25日(土)

●受付期限 6月23日(木)

※申し込み方法など、詳しくは、お問い合わせください。

山口自衛隊山口地方協力本部

柳井地域事務所

☎0820・22・8199

相談



就学相談会

就学相談員による就学や育ちに関する相談会を実施しています。

●相談日 毎月第3水曜日

（受け付け後に決定）

●場所 光井小学校ことばの教室幼児部

●対象 幼児、小・中学生

の保護者

●内容 子どもの就学や育ち

について

●受付時間 月～金曜日 8時30分～17時15分
※祝日を除く。

山口学校教育課指導係（教育委員会）

☎0833・74・3602

子どもの人権110番 受付時間の延長

「子どもの人権110番」強化週間の取り組みとして、電話相談の受付時間を次のとおり延長します。

●受付日時

○6月27日(月)～7月1日(金)

8時30分～19時

○7月2日(土)、3日(日) 10時～17時

●相談電話番号

☎0120・007・110

●相談内容 学校におけるいじめ、家庭内での児童虐待、子どもをめぐる問題や悩みなど

山口地方務局

☎0833・922・2295



光総合病院 職員募集

光総合病院の臨時職員（看護師、看護補助員）を募集します。

◆勤務時間、募集人数

【看護師】

8時15分～17時、16時30分～9時
二交代勤務…2人 日勤のみ…3人

【看護師（パート）】

8時15分～13時15分…2人
12時30分～16時30分…2人

【看護補助員】

8時15分～17時、16時30分～9時
※夜勤あり…1人

◆給与 光総合病院規定による

◆採用日 要相談

◆選考方法 面接

◆提出書類 履歴書（写真貼付）、 看護師免許の写し（看護師のみ） ※郵送可

◆面接日 6月23日(木)

◆応募締切 6月20日(月)

※正職員の採用試験は8月20日(土)に実施

◆申し込み・問合せ

光総合病院業務課
(〒743-0022 光市虹ヶ浜二丁目10-1)

☎0833-72-1000 <http://hikari-hosp.jp/>



女性の権利110番 & LGBTの権利110番

●受付日時 6月28日(火)10時～16時

●相談電話番号

☎0833-920-8731

●相談内容 女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス、ストーカーなど）、LGBT（同性のカップルや性同一性障害）の人の権利一般に関する相談など

☎ 山口県弁護士会
0833-922-0087

労働ほっとライン

各種労働問題に電話でお応えする労働ほっとラインを開設しています。

●受付日時 毎週月～金曜日

9時～18時（祝日、年末年始除く）

●相談内容 賃金、残業、解雇、セクハラなどの労働問題

※秘密厳守、匿名可

●相談員 社会保険労務士

●相談料 無料

☎ 県労働政策課

0833-933-3232



なかよし広場

親子でカラフルな「てるてる坊主」を作って遊んでみませんか。

●日時 6月24日(金) 10時30分～11時30分

●場所 あいばく光

●対象者 乳幼児とその保護者

●講師 子育て支援センター

●参加料 無料

☎ 子育て支援センター（あいばく光）

0833-74-3030

保育出前講座

～いっしょにあそぼう～

保育園の先生と楽しい時間を過ごしてみませんか。

●日時 6月28日(火) 10時～11時30分

●場所 大和コミュニティセンター

●対象者 未就園児とその保護者

●内容 手遊びやリズム遊び、育児相談など

☎ 子育て支援センター（あいばく光）

0833-74-3030

心肺蘇生法講習会

●日時 6月18日(土) 10時～12時

●場所 光総合病院

●対象 小学生以上

●内容 心肺蘇生法の基本手技、AEDの使い方

●受講料 無料

●申込方法 6月17日(金)17時

までにお申し込みください。

☎ 光総合病院地域医療連携室

0833-72-1000

めざせ創業！あなたの夢をバックアップ

★ 個別無料相談会

毎週水曜日（第3水曜日は金融相談のみ）9時～12時

★ 創業フォーラムひかり（小グループ制 情報交換会）

毎月第4土曜日 9時30分～12時

※双方とも事前予約が必要

◆場所：光商工会議所（光市島田4-14-15）

◆内容：創業、開業に関する相談全般、知識習得

申込・問合せ：光商工会議所・中小企業相談所（担当：濱永）

TEL 0833-71-0650 / メール i-love@hikari-cci.jp

催し



栄養調理教室

パパッとかんたん料理

介護予防の一環として、調理実習や会食を楽しんでみませんか。

●日時・場所

○6月30日(木)・大和コミュニティセンター

○7月5日(火)・室積コミュニティセンター

※時間は9時30分～13時

●対象 65歳以上の高齢者のみの世帯の人

●内容 健康に過ごすための食事の話、簡単に作れる野菜たっぷりの献立で楽しく調理実習

●募集人数 各回先着15人

●参加費 500円(材料費)

●持参物 米0.5合、エプロン、三角巾、ふきん、筆記用具

●申込期限 6月24日(金)

【申請】地域包括支援センター

(あいぱーく光)

☎0833・74・3002

生涯学習講座

【ひかり高年者

生きがいセミナー】

●日時 6月17日(金) 10時～12時

●演題 ゲナゲナ90分 ～良い食と笑いでイキイキ人生～

●講師 福々亭金太郎さん(食育落語家)

●対象 概ね60歳以上の人

【ひかりまなび応援セミナー】

●日時 6月25日(土) 13時30分～15時30分

●演題 これからの医療と介護 ～救急医療の現場から～

●講師 山下進さん(徳山中央病院救命救急センター長)

●対象 20歳以上の人

●場所 地域づくり支援センター

●定員 各講座50人程度

●受講料 300円(年間受講者を除く)

●申込方法 前日までに、電話でお申し込みください。

【申請】生涯学習センター

☎0833・72・3447

産業観光ツアー

夏休み親子教室

●ツアーコース 全15コース ※下表参照

●対象 小学4年生～中学3年生とその保護者

●参加費 実費負担(昼食代、施設入館料など)

※コースによつて2500円から5100円必要となります。

●申込方法 ハガキに希望コース(第1希望のみ記入)、参加者氏名(親子ペアで記入)、郵便番号、住所、電話番号、生年月日、性別、勤務先(学校・学年)を記入の上、お申し込みください。

※応募は一人1回とし、申し込み多数の場合は、抽選します。

●申込期限 6月30日(木)

【申請】新南陽商工会議所産業観光ツアー係(〒746・0017 周南市宮の前二丁目6

13)

☎0834・63・3315

☎0834・63・3315

日程	発着	コース
7/21(木)	新南陽駅前	せせらぎ・豊鹿里パーク(豆腐づくり体験)、(株)鹿野屋、東ソー(株)/東ソー・シリカ(株)
7/22(金)	光税務署前	(株)シマヤ、寿司やす、JXエネルギー(株)下松事業所、周南東部環境施設組合
7/26(火)	下松駅南口	中国電力(株)、笠戸島ハイツ、住化アグロ製造(株)、新日鐵住金ステンレス(株)
7/27(水)	徳山商工会議所	タグボート見学～那智埠頭、通船による徳山港1周クルーズ～港の全景他、昼食(弁当)、周南バルクターミナル他～周南大橋～N6埠頭
7/28(木)	新南陽駅前	JXエネルギー(株)下松事業所、かんぼの宿、光地区消防組合、出光興産(株)
7/29(金)	光税務署前	東ソー(株)/東ソー・シリカ(株)、一福、徳山動物園、中国電力(株)
8/2(火)	下松駅南口	ペガサス、徳山下松港新南陽広域最終処分場、寿司やす、山口放送(株)、出光興産(株)
8/3(水)	徳山商工会議所	カンロ(株)、(株)ただおザウルス、ホテル松原屋、周南流域下水道浄化センター、JR徳山地域鉄道部乗務員センター
8/4(木)	光税務署前	(株)日立製作所笠戸事業所、シーホース、須金和紙センター(紙すき体験)
8/9(火)	徳山商工会議所	(株)シマヤ(味噌づくり体験)、一福、赤坂印刷(株)、日本ゼオン(株)
8/10(水)	下松駅南口	下松市栽培漁業センター、鐘楼亭、周南市鹿野高齢者生産活動センター(わら細工体験)
8/19(金)	下松駅南口	(株)トクヤマ、シーホース、水素ステーション、徳山動物園
8/23(火)	徳山商工会議所	日新製鋼(株)、笠戸島ハイツ、下松市栽培漁業センター、(株)日立製作所笠戸事業所
8/24(水)	光税務署前	周南工業用水道事務所/東部発電事務所、鐘楼亭、日本ゼオン(株)、(株)ただおザウルス
8/25(木)	新南陽駅前	カンロ(株)、ホテル松原屋、光地区消防組合、新日鐵住金ステンレス(株)

ハーブ教室 参加者募集

香りも楽しむ虫よけスプレーと
塗布するジェルを作りませんか

- ✳️日時 6月22日(水)、25日(土) 10時～12時
- ✳️場所 里の厨くりや体験室
- ✳️講師 玉崎道子さん(植物療法士)
- ✳️対象 18歳以上の人
- ✳️募集 1日15人 ※先着順
- ✳️参加費 1000円(材料費、テキスト代)
- ✳️申込方法 里の厨備え付けの申込用紙に記入、または電話でお申し込みください。
※電話の場合は参加希望日、参加者の住所、氏名、電話番号をお知らせください。
- ✳️申込期限 6月19日(日) 17時まで
- ✳️申し込み・問合せ 里の厨
〒743-0105 光市大字束荷2391-19
☎0820-49-0831



教科書センター

教科書展示会

現在使用している小学校、中学校、高等学校の教科書を展示します。

- 期間 7月26日(火)まで
- ※土・日曜日、祝日を除く
- 場所・時間 教科書センター(教育委員会内)・9時～17時
- ☎0833・74・3602

甲種防火管理新規講習

- 日時(2日間の受講が必要)
○7月21日(木) 9時～15時30分
○7月22日(金) 9時～16時
- 場所 光地区消防組合消防本部
- 定員 先着48人
- 受講料 4100円(テキスト代など)
- 申込方法 光地区消防組合 🌐 (<http://19.city.hikari.lg.jp/>)
掲載の申込書に記入の上、6カ月以内に撮影した写真1枚

パソコン学習会

(縦4cm×横3cm)を添付してご提出ください。

- 申込期間 6月13日(月)～7月1日(金)
- ※土・日曜日除く
- ☎0833・74・5602
- 日時 7月13日(水) 13時30分～15時30分
- 内容 タブレットの操作体験
- 参加費 1500円(テキスト代)
- ※タブレットは主催者が準備します。
- 【住所録作成】
●日時 7月27日(水) 13時30分～15時30分
- 内容 エクセルを使った住所録の作成
- 参加費 1000円(テキスト代)
- 持参物 パソコン

紙芝居の定期上演

- 日時 6月18日(土) 14時～15時
- 場所 ゆーぱーく光
- 演題 「牛島の牛鬼」(室積など)
- 観覧料 無料(入浴は有料)
- ☎080・3891・8940



- ◎場所 地域づくり支援センター
- ◎募集人数 先着8人
- ◎申込方法 6月14日(火)以降電話でお申し込みください。
- ☎0833・72・3447

ふるさと郷土館 ふるさと郷土館 ふるさと郷土館

- ◎入館料 250円/団体(20人以上) 200円(高校生以下・障害者手帳持参の人と介護者1人は無料)
- ◎休館日 毎週月曜日(祝日の場合は翌日)、第1火曜日

★歴史講座 「瀬戸内村上水軍の興亡」

- 日時 7月18日(祝) 10時～12時
- 講師 植村芳弘さん(光地方史研究会会長)
- 募集人数 先着30人
- 受講料 無料
- 申込方法 6月21日(火)より電話でお申し込みください。





◎休館日 毎週月曜日、祝日、第1火曜日

★光市作家展

金属工芸の大川紀さんと写真の宮原博美さんのコラボをお楽しみください。

●会期 6月11日(土)～26日(日)

★ゼーンぶ見せます！文化センター所蔵美術品展

(シーズン1「春」第3節)

香月泰男の油彩画30号2点などを展示します。

●会期 6月11日(土)～7月3日(日)



◎休園日 第2・第4水曜日

★ヨガ体験教室

●日時 7月15日(金)、29日(金) 19時～20時

●集合場所 イベント広場

●講師 藤井千絵さん(全米)

ヨガアライアンス認定インストラクター)

●参加費 500円/回

●持参物 ヨガマット、タオル、飲み物、レジャーシート

●申込方法 電話でお申し込みください。



◎6月25日までの休館日 毎週月曜日

★新刊案内

【一般書】

京都ぶらり歴史探訪ウォーキング (京あゆみ研究会) トランプ革命(あえば直道) トランプひとつのモノで暮らす (エリサ)

一年中美しい家庭で楽しむ芝生づくり12か月 (武井和久) 基礎からわかるはじめての俳句 上達のポイント (上野貴子)

戦うハニー (新野剛志)



【児童書】

義足でかがやく (城島充) 自転車ものがたり(高頭祥八) 国際情勢に強くなる英語キワード (明石和康) 天と地の方程式3(富安陽子) あったかいな (片山健) さいごのひみつ (いとうひろし)

★図書のリサイクル

図書館で保存期間の過ぎた本や雑誌を無償で譲渡します。 ※一人10冊まで

●日時

○6月24日(金) 9時～19時
○6月25日(土)、26日(日) 9時～17時15分

●場所 2階視聴覚室
●持参物 本を持ち帰る袋



☎環境事業課 ☎0833-72-1400

🌐http://www.city.hikari.lg.jp/kankyuu/genryou/reuse.html

詳しくは 図を見てね。

【譲りたいものの一部を紹介 【内は登録番号】

- 【11】 水筒 (1L) 【12】 姫だるま 【13】 重箱
- 【15】 附属光中学校女子用冬服上下 (M サイズ)
- 【16】 附属光中学校女子用夏服スカート (M サイズ)
- 【17】 附属光中学校女子用体操服 (M サイズ)
- 【18】 大人用オムツ (M サイズ)
- 【20】 椅子 (木製、2つ)
- 【21】 ビーチパラソル 【22】 衣装ケース (ブリキ)
- 【23】 タンス (4段) 【24】 和室用座机

【譲ってほしいものの一部を紹介 【内は登録番号】

- 【5】 抱っこひも (3カ月未満)
- 【8】 国語の教科書 (小学校1～6年)
- 【11】 しびん
- 【12】 餅臼
- 【13】 ヤマハ音楽教室の教材 (幼児科用)
- 【14】 ミシン
- 【17】 自転車 (26インチ以上)

★リユースキッズひかり
育児用品や乳幼児用品は環境事業課でお預かりしています。

【譲りたいもの一部を紹介 【内は登録番号】



【7】 キャンピングホルダー



【13】 バウンサー

- 【8】 ベビーフェンス (幅190～270cm、高さ65cm)
- 【23】 ベビーカー 【25】 ライトシート 【26】 バギー
- 【29】 プレイジム 【31】 ストライダー (赤色)

※18歳以上の方が利用できます。(営利目的不可)
※5月30日現在の情報です。すでに交渉が成立している場合がありますのでご了承ください。

年金

年金 & 消費生活 アドバイス



＊問合せ

●市民課年金・高齢者医療係

☎0833-72-1400

●消費生活センター

☎0833-72-5511

国民年金のお知らせ

☎徳山年金事務所国民年金課 ☎0834-41-3101

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成28年度(平成28年4月分から平成29年3月分まで)の国民年金保険料は、月額16,260円です。この保険料は日本年金機構から送付される納付書や口座振替などで納めることができます。

また、収入の減少や失業などによる経済的な理由で保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。詳しくはお問い合わせください。

●ご注意ください

保険料を未納のまま放置した場合、強制徴収の対象となります。指定された期限までに納付がない場合は延滞金が課されるだけでなく、連帯納付義務者である世帯主または配偶者の財産が差し押さえられることがあります。また、日本年金機構では、民間委託により保険料を納期限までに納めていない人に対して、電話・文書・訪問による通知や収納業務を行っています。

消費生活 相談



＊ネット通販の注意点

【相談】

ネット通販を利用しましたが、イメージと異なった商品が届きました。返品できますか。

【対応】

ネット通販にはクーリング・オフ制度がないため、事業者が決めた返品ルールに従うことになることを説明しました。

【ワンポイント講座】

注文前に「利用ガイド」や「返品・交換について」などを確認し、商品について不明な点がある場合は、事業者にお問い合わせしましょう。また、トラブル防止のために注文画面を保存しておきましょう。

広告

知識と経験を生かし、一緒に活躍しませんか。

会
員
募
集

会員になるには

- 原則 60 歳以上の健康で働く意欲のある方
- シルバー人材センターの趣旨に賛同された方
- 定められた会費を納入される方



公益社団法人
光市シルバー人材センター

光市中央5丁目12-1 TEL(0833)71-0940

【入会説明会】 ＊ ＊ ＊

毎月第2・第4火曜日開催

6月 14日(火)、28日(火)

7月 12日(火)、26日(火)

8月 9日(火)、23日(火)



10時から

未来をひらく 光市の歴史文化

～近代に活躍した郷土の偉人～

広報紙版

本市の文化財や史跡を後世に伝承し、多くの人に歴史文化の奥深さを知っていただくため、市の歴史・文化をまとめた書籍『未来をひらく光市の歴史文化』の一部をシリーズでお届けします。

最初のシリーズのテーマは、「近代に活躍した郷土の偉人」です。近代という激動の時代を駆け抜けた郷土の偉人の足跡をたどりながら、ふるさとへの理解や愛着を深めてみませんか。



▲手塚律蔵の生家



【周辺地図】

【第1回】

幕末の洋学者・外交官

てづかりつぞう
手塚律蔵

(1822～1878)



▲手塚律蔵肖像画 千葉県文書館所蔵
(瀨脇家文書A1) 許可番号28-2

ふるさとの歴史を学んでみませんか

未来をひらく光市の歴史文化

- 構成 A4判カラー240頁
- 販売場所 教育委員会、文化センター、伊藤公資料館
- 販売価格 2,000円(税込)
- 文化・社会教育課文化振興係(教育委員会) ☎0833-74-3607



現在の小周防に生まれ、幕末から明治初期にかけて洋学者や外交官として活躍した手塚律蔵をご存じでしょうか。

律蔵は、1822(文政5)年に生まれ、17歳のとき、長崎へ留学して西洋の医学・兵学などを学びました。

その後江戸へ出て、洋学に理解のあつた堀田正睦を藩主とする佐倉藩(千葉県)に仕え、西洋学師範となります。

また、1853(嘉永6)年には、蘭学塾「又新堂」を開き、この塾では、日本近代哲学の祖といわれる西周、木戸孝允らが学んだといわれています。

しかし、アメリカのペリー来航後、英語の必要性を強く感じるようになり、英学の勉強を始めます。その実力は、日米修好通商条約締結の際、アメリカ総領事ハリスが13代将軍徳川家定に宛てた手紙を翻訳するほどでした。

また、蕃所調所(幕府の洋学研究教育機関で、後に東京大学に発展)設置時には、教授手伝いとして洋書・蘭書の翻訳に従事します。

この頃、英語の文章やことばのきまりに関する日本最初の英文法書『伊吉利文典』を西周と翻訳し、高い評価を得たといわれています。

その後、明治維新を迎えると、律蔵は外務省に入省します。入省後は主に日本とロシアの貿易振興に手を尽くし、1876(明治9)年には初代の貿易事務官としてウラジオストクに赴任しました。しかし2年後、病氣療養のため、帰国する途中の船中で亡くなりました。

苦労を重ねながらも、果敢に挑戦する律蔵の生き方から、皆さんは何を感じられましたか。